

検討課題—相続関係事件—

裁判所は、相続に係る審判事件（注1）（注2）について、次のいずれかに該当するときは、管轄権を有するものとする。

- 一 相続開始の時ににおける被相続人の住所が日本国内にあるとき。ただし、被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件にあっては、被相続人の死亡後に申立てをする場合を除き、被相続人の住所が日本国内にあるとき。
- 二 相続財産が日本国内にあるとき（ただし、日本国内にある相続財産の価額が著しく低いときを除く。）。

（注1）単位事件類型としての「相続に係る審判事件」とは、推定相続人の廃除に関する審判事件（推定相続人の廃除、推定相続人の廃除の審判の取消し及び推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分。家事事件手続法別表第1の86の項から88の項まで。）、相続の承認及び放棄に関する審判事件（相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長、相続財産の保存又は管理に関する処分、限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理、限定承認の申述の受理、限定承認の場合における鑑定人の選任、限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任及び相続の放棄の申述の受理。同法別表第1の89の項から95の項まで。）、財産分離に関する審判事件（財産分離、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分及び財産分離の場合における鑑定人の選任。同法別表第1の96の項から98の項まで。）、相続人の不存在に関する審判事件（相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分、相続人の不存在の場合における鑑定人の選任及び特別縁故者に対する相続財産の分与。同法別表第1の99の項から101の項まで。）、遺言に関する審判事件（遺言の確認、遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺言執行者に対する報酬の付与、遺言執行者の解任、遺言執行者の辞任についての許可及び負担付遺贈に係る遺言の取消し。同法別表第1の102の項から108の項まで。）、遺留分に関する審判事件（遺留分を算定する場合における鑑定人の選任及び遺留分の放棄についての許可。同法別表第1の109の項及び110の項。）、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（同法別表第2の11の項）並びに遺産の分割に関する審判事件（遺産の分割、遺産の分割の禁止及び寄与分を定める処分。同法別表第2の12の項から14の項まで。）をいう。なお、本部会資料において、家事事件手続法等国内法の規定を引用して説明することがあるが、外国法において当該事件類型に相当するものと解されるものを含

む趣旨である。

(注2)「相続に係る審判事件」に含まれる各種の事件のうち、特有の考慮が必要となると思われる種類の事件があれば、そのような事件については独立の単位事件類型を設定し、その余の事件について、例えば「相続に係る審判事件（ただし、〇〇に係る審判事件を除く。）」といった単位事件類型を設けることも考えられるところ、この問題は、事件の種類に応じた特則を設けることの要否とも関わることから、後記（補足説明）の4において再度言及する。

(補足説明)

1 被相続人の住所地

(1) 学説・外国等の法制

学説は、相続財産管理人の選任、遺産分割、遺言の検認、遺言執行者の選任等の事件について、被相続人の最後の住所地又は常居所が日本にある場合、一般に相続財産も日本に所在しており、相続人や相続債権者も日本に所在していることが通常であるから、わが国の裁判所が適正な遺産の範囲確定や評価をし、共同相続人間の平等を図ることができるなどとして、わが国の国際裁判管轄を認めるものが多い。

外国等の法制においては、被相続人の最後の住所地を、単独で又は他の要件と関連付けて、管轄原因とするものがある（別紙4-1参照）。

(2) 原則

相続開始の時ににおける被相続人の住所地は、被相続人の生活の本拠であり、これが日本国内にあるときは、相続に関する証拠や関係人の多くが日本国内に存在する可能性が高いことから、一般的に、わが国の裁判所による、関係者の利害を調整した適切な事件処理を期待することができる。また、被相続人の住所地を管轄原因とすることは、民事訴訟法上の相続権等に関する訴え等の国際裁判管轄や「相続に係る審判事件」の国内土地管轄に係る規律とも整合的である。このような観点から、本文の一の本文は、「相続開始の時ににおける被相続人の住所地」を管轄原因とすることを提案している。

(注) 民事訴訟法第3条の3第12号は、「相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え」について、相続開始の時ににおける被相続人の住所等が日本国内にあるとき、同条第13号は、「相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの」に

ついて、同条第 12 号に定めるときは、日本の裁判所に提起することができるように定めている。これは、相続開始の時ににおける被相続人の住所等が相続関係の中心であることや、相続に関する証拠や関係人の多くが存在する可能性が高いことを考慮したもので、第 1 次的には相続開始の時ににおける被相続人の住所、第 2 次的にはその居所、第 3 次的にはその最後の住所を基準としている。同条第 12 号の「相続権に関する訴え」の例としては相続権の存否の確認訴訟を、「遺留分に関する訴え」の例としては遺留分減殺請求訴訟や遺留分の確認訴訟を、「遺贈その他死亡により効力を生ずべき行為に関する訴え」の例としては遺贈や死因贈与等の行為により発生する権利に基づく給付訴訟を、それぞれ挙げることができる。

(3) 「相続開始より前に申立てをすることが可能である事件」

相続に係る審判事件のうち、推定相続人の廃除の審判事件、推定相続人の廃除の取消しの審判事件及び遺留分の放棄についての許可の審判事件については、相続開始より前に申立てをすることが可能であり、国内土地管轄の管轄原因は、被相続人の住所地である（家事事件手続法第 188 条第 1 項本文及び第 216 条第 1 項第 2 号）。また、遺言の確認の審判事件についても、相続開始より前に申立てをすることが可能であり、国内土地管轄の管轄原因は、遺言者の生存中は遺言者の住所地である（同法第 209 条第 2 項）。

本文の一のただし書は、これらの事件を「被相続人の死亡前に申立てをすることができる事件」と一括りにした上、その国際裁判管轄について、被相続人の死亡後に申立てをする場合でなければ「相続開始の時ににおける被相続人の住所地」が存在しないことから、基本的に国内の土地管轄の規律にならうこととし、被相続人の死亡後に申立てをする場合を除き、被相続人の住所地を管轄原因とすることを提案している。

(4) 相手方の住所地

相続に係る審判事件については、例えば遺産の分割の審判事件のように、相手方のある事件類型もあるところ、このような事件については、相続人共通の利益のために申立てがされる面があり、公平の見地からも、相手方の住所地を独立の管轄原因とする必要はないと考えられるが、どのように考えるべきか。

2 相続財産の所在地

(1) 学説・外国等の法制

学説においては、相続の放棄・限定承認、相続財産管理人の選任、遺

産の分割等の個別の事件類型について、実効性や相続財産の管理・清算の統一的処理の観点などから、相続財産の所在地を管轄原因とすべきとする見解があるほか、事件類型によっては、相続財産の所在地と他の要件とを組み合わせる管轄原因とすべきとする見解もある。

外国等の法制においても、相続財産の所在地を、単独又は他の要件との組み合わせにより、管轄原因としているものがある（別紙4-1参照）。

(2) 提案内容

相続財産の所在地が日本国内である場合は、当該財産について利害関係を有する者が日本国内に所在することが考えられ、一般的に、わが国の裁判所による、それらの者の保護に配慮した適切な事件処理を期待することができ、また、相続財産の管理や清算について、わが国の裁判所における手続をとることによりその実効性を確保しやすいと考えられる。さらに、前記(1)のとおり、外国等の法制において相続財産の所在地を何らかの形で管轄原因としているものがあることから、これらの国における裁判をわが国で承認・執行するに際して、間接管轄の要件が具備されていると判断される場合が多くなるものと考えられる。

もともと、仮に、単に「相続財産の所在地」を管轄原因とした場合、例えば遺産の分割に係る事件については、わが国の裁判所において外国所在の相続財産まで含めて分割をしてもその審判が外国で承認されるとは限らないこと、相続財産の大半がわが国に、僅かな一部分が外国に、それぞれ所在し、当該外国で相続財産全体の分割の裁判がされた場合であっても、わが国において間接管轄の要件が具備されていないことを理由として当該裁判の承認・執行がされない場面は少なくなると考えることができることなどから、相続財産の所在地に係る管轄原因を何らかの方法で限定することが相当であるものと思われる。

本文の二においては、そのような方法として、財産権上の訴えに関する国際裁判管轄を規律する民事訴訟法第3条の3第3号を参考に、原則として相続財産の所在地を管轄原因とするものの、相続財産の価額が著しく低い場合は当該財産の所在地に管轄を認めないこととする規律を提案している（注）。

（注）民事訴訟法第3条の3第3号かつこ書は、立案担当者によると、被告の差押可能財産が日本国内にある場合であっても、その財産の価額が著しく低く、強制執行をしても債権の回収の見込みがほとんどないような場合にわが国の裁判所の管轄権を認めると、その財産に対して強制執行をして債権の回収を図る便宜を

考慮するという同号の趣旨にもそぐわず、名目的な財産の存在を理由とする過剰な管轄権を認めることとなるため、設けられた規律であると説明されている。本文の二に対しては、財産権上の訴えの国際裁判管轄権の有無の判断においては、当該財産のみに着目すれば足りるのに対し、相続関係事件においては、相続財産全体を考慮しなければならない場合もあり、必ずしも同様の考慮をすることができわけではないとの批判があり得る。

(3) 相続財産の所在地管轄を限定する規律の在り方

相続財産の所在地を管轄原因とする規律としては、本文の二のほか、(a)一定の事件類型に限定して管轄原因とする、(b)管轄権の行使の範囲に制限を設ける、(c)一定の要件をみたす相続財産の所在地を管轄原因とする、(d)他の要件と組み合わせて管轄原因とする、などが考えられ、また、単に相続財産の所在地を管轄原因とした上で、事案に応じて特別の事情による却下に委ねることも考えられる。すなわち、以下のアないしウで提示する要件を、単独で又は重複して設けることも考えられるところ、どのような規律を設けるべきか。

ア 事件類型の限定

相続財産と審判事項が密接な関連を有する事件、例えば、相続財産の保存又は管理に関する処分の審判事件（家事事件手続法別表第1の90の項）、財産分離の審判事件（同法別表第1の96の項）、相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分の審判事件（同法別表第1の99の項）、特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件（同法別表第1の101の項）、遺言執行者の選任の審判事件（同法別表第1の104の項）、相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判事件（同法別表第2の11の項）等に限定して、相続財産の所在地を管轄原因とすることが考えられる。

（注）事件類型に応じた特則を設けることについては、後記4においても検討する。

イ 管轄権の行使の範囲の限定

相続財産の所在地を何らかの形で管轄原因とするとしても、わが国の裁判所は日本国内にある相続財産のみを対象として管轄権を行使することができるのか、それとも、一部の相続財産が日本国内にあれば、相続財産全体を対象として管轄権を行使することができるのか、については、見解が分かれており、わが国の国際私法が相続統一主義を採

用していることなどに鑑みて、相続財産全体を対象として管轄権の行使を認める後者の見解が多数説であるとされている。

また、相続開始時における被相続人の住所が日本にあることを理由にわが国の国際裁判管轄を認めるとしても、相続財産の全部又は一部が外国に所在する場合にわが国の裁判所が相続財産全体を対象として管轄権を行使することができるか否かについて見解が分かれている。不動産所在地である外国が遺産の管理について専属管轄をもつ場合には、わが国の裁判所による審判が当該外国において承認される可能性がないとして、わが国の管轄権を否定する見解もあるが、わが国の国際私法が相続統一主義によっており相続関係の画一的かつ統一的な規律を旨としていること、遺産関係者間の公平に配慮すべきことなどを理由として、わが国の管轄権が及ぶ範囲を限定すべきではないとする見解が多数説であるとされている。

管轄権の行使の範囲を限定する法制を採用することについては、相続統一主義を採用しているわが国の国際私法との関係で整合性を欠き、適切ではないとの批判があり得るが、どのように考えるか。

(参考) なお、失踪宣告の国際裁判管轄及び準拠法について定めた法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）第6条第2項は、立案担当者によると、例外的管轄原因に基づく失踪宣告の「効力」の及ぶ範囲を、例外的管轄原因となる日本にある不在者の財産又は日本に関係する不在者に関する法律関係に限定する趣旨であると説明されている。

ウ 相続財産の限定

管轄原因となる相続財産を限定するため、例えば、以下の(ア)ないし(イ)のような要件を、単独で又は組み合わせて設けることが考えられる。

(ア) 相続財産の種類に着目した要件

登記の必要性があることから、相続財産のうち不動産に限定してその所在地を管轄原因とすることのほか、不動産のほかの特許権や登録動産も含め、相続財産のうち登記・登録が可能なものについて、登記又は登録をすべき地を管轄原因とすること等が考えられる。

(イ) 相続財産のうちの主要なものに着目した要件

この要件を設ける場合、「主要」であるか否かをどのように判断するのか、この判断の前提として、わが国の裁判所において相続財産の全体を把握することの可否との関係などについて、考え方を整理する必要がある。

(り) 相続財産の価額に着目した要件

本文の二とは異なり、相続財産の価額を一定の額以上のものに限ることが考えられるところ、そのような要件を設ける場合は設定する金額について検討する必要がある。

3 被相続人の国籍

(1) 学説・外国等の法制

被相続人が日本人であった場合の本国管轄については、見解が分かれており、わが国の国際私法が被相続人の本國法を準拠法としていること（通則法第 36 条参照）に鑑みて本国管轄を認める見解や、相続財産管理人の選任、遺言書の検認、遺言執行者の選任等個別の事件類型ごとに本国管轄を認める見解などがある一方で、遺産分割については本国管轄を否定する見解が多い。

外国等の法制においては、被相続人の国籍を根拠に管轄権を認めるものが皆無ではないが、主流であるとまではいえないと考えられる（別紙 4-1 参照）。

(2) 提案内容

本国管轄については、被相続人が国籍を有する当該本国に相続財産や関係人が存在する蓋然性が必ずしも高いとはいえないことから、直ちに被相続人の本国で裁判をすべき具体的な必要性があるとまではいうことはできないとも考えられる。他方で、本国管轄は準拠法と整合的であり、関係人が本国での処理を望んでいる以上は本国管轄を認めること、一定の事件類型に限って本国管轄を認めること、相続人の所在を要件として本国管轄を認めることなども考えられる。

そこで、本国管轄については、少なくとも、相続に係る審判事件に共通する管轄原因とするまでのものではないとして、これを認めないということが考えられるが、どうか。

4 事件類型に応じた特則

(1) 特則を設けることの可否

涉外相続事件に関する国際裁判管轄を原則的に一律に定めることには批判もあるところ、単位事件類型を「相続に係る審判事件」とする場合、これに含まれる特定の種類の事件について、当該原則的な規律の適用を限定する趣旨又はこれに付加する趣旨で特則を設けることの可否について、どのように考えるか。

(2) 各論

仮に、特定の種類の事件について特則を設けることとする場合、具体的には、以下の事件に係る特則を設けることが考えられる。

ア 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件

裁判所は、本文の規律に関わらず、推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件について、推定相続人の廃除の審判事件又はその取消しの審判事件が日本国の裁判所に係属しているときは、管轄権を有するものとする。

(ア) 国内管轄

推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分の審判事件の国内土地管轄は、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している場合は、その係属裁判所とされている（家事事件手続法第189条第1項）。その趣旨は、推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が既に係属している場合（民法第895条第1項前段）には、遺産の管理に関する処分（例えば、遺産の処分の禁止又は占有移転の禁止を命ずる審判や、相続財産の管理人を選任して遺産の管理を命ずる審判）は、上記審判事件における審判のために保全的にされるものであり、遺産の管理に関する処分として遺産の管理人を選任した場合には、当該遺産の管理人をして係属中の上記審判事件の手続を引き継がせることになることから、被相続人の住所地又は相続開始地のいかににかかわらず、上記審判事件が係属している家庭裁判所が遺産の管理に関する処分の審判をするものとするのが合理的であるという点にある。

(イ) 考え方

家事事件手続法第189条第1項の趣旨は、国際裁判管轄においても妥当すると思われることから、前記のとおり、国内土地管轄と同様の規律を設けることを提案しているが、どのように考えるべきか。

イ 遺産の分割に関する審判事件

当事者は、本文に定めるほか、合意により、いずれの国の裁判所に

遺産の分割に関する審判事件の申立てをすることができるかについて定めることができるものとする。

(ア) 国内管轄

遺産の分割に関する審判事件は、当事者の意思で処分することが可能である財産関係事件に近い性質を有しており、合意管轄を認めることに相応の合理性があり、国内土地管轄においては、家事事件手続法上、合意管轄が認められている（同法第66条第1項）。

他方で、応訴管轄については、事後的な合意管轄であるといえるものの、国内土地管轄においては認められていない。その理由は、立案時に、これを認めた場合、家事事件手続法別表第2に掲げる事項についての審判事件が管轄権を有しない家庭裁判所に申し立てられると、移送をする前に相手方に申立書を送付し、相手方の態度を待つなどの配慮が必要になり、手続が遅滞しかねないこと、家事審判事件においては、期日を開くか、開くとしていつ開くかについては裁判所の裁量に委ねられているところ、相手方のどのような態度をもって応訴があったと認められるかを定めることは必ずしも容易ではないこと等を考慮し、採用する意義はないと考えられたことによる。

(イ) 考え方

国内土地管轄において合意管轄を認めた理由並びに応訴管轄を認めないこととした理由は、概ね国際裁判管轄においても当てはまることから、前記のとおり、遺産の分割に係る審判事件の国際裁判管轄について、原則的な規律に付加して合意管轄を認める規律を設けることが考えられるが、このような規律を設けることや、仮に合意管轄を認めることとする場合、過剰管轄となることを防止するために付加的な要件を設けることの適否や設ける場合の要件の内容について、どのように考えるか（注）。

（注）合意管轄・応訴管轄については、総論においても一般的な検討を行う。

ウ 相続の放棄・限定承認の申述の受理の審判事件

相続の放棄・限定承認の申述の受理の審判事件については、相続債権者等第三者との関係から、裁判所等が国家の後見的介入をするものであり、通常の涉外相続事件一般よりも広く国際裁判管轄を肯定してもよく、被相続人の本国、被相続人の最後の住所地、相続人の住所地

又は遺産若しくは相続債務の所在地などを広く管轄原因とすることも考えられるとする見解がある。また、相続の放棄・限定承認の申述の受理の審判事件においては、申述人の真意が審理の対象となること、手続をとることができる期間に制限があることなどから、申述人（限定承認の場合は申述人全員）の住所地が日本国内にある場合には、わが国の国際裁判管轄を認めることに合理性があるとする見解もある。

しかし、外国等の法制において、上記事件についてのみ独立した単位事件類型を設け、被相続人の本国、相続人の住所地又は相続財産の所在地を管轄原因とする例が一般的であるとは直ちにいうことができないものと考えられ（別紙4-1参照）、仮にわが国において上記の管轄原因を採用したとしても、わが国の裁判所においてされた審判が外国において承認されないことが多いものと予想される。

そこで、相続の放棄・限定承認の申述の受理の審判事件について、原則的な規律に付加して被相続人の本国、相続人の住所地又は相続財産の所在地を管轄原因とする特則は、これを設けないことが考えられるが、どうか。

エ 遺言書の検認事件

(ア) 遺言書の所在地又は遺言書が発見された地

遺言書の検認など、遺言書がなければ手続を行うことができない事件については、裁判の適正・迅速の観点から、遺言書の所在地を管轄原因とすべきとする見解が主張されている。また、遺言の検認は、遺言書の有効性を判断するものではなく、遺言書の存在を確認してその偽造・変造等を防止し、遺言書を保存するための一種の証拠保全手続であるから、その管轄を広く認めるべきであるとする見解が実務上有力に主張されており、この見解から、証拠の保全という遺言書の検認の目的に照らし、遺言書が発見された地を管轄原因とする必要があると考えることもできる。

他方で、相続の開始した地（被相続人の住所地）ではない地で遺言書が発見されることが多いとまではいえないものとも考えられ、また、何をもって遺言書が発見されたとするのかが明らかではないとの批判があり得る。

そこで、遺言書の検認事件について、原則的な規律に付加して遺言書の所在地又は遺言書が発見された地を管轄原因とする特則は、これを設けないことが考えられるが、どうか。

(イ) 本国管轄

学説には、管轄権の有無を準拠法のいかに依存させるいわゆる並行原則により、遺言によってなしうる相続法上の行為の準拠法が被相続人の本国法であることから、被相続人すなわち遺言者の本国の管轄権が認められるべきであるとする見解、並行原則をとらないとしても、準拠法と管轄権に密接な関係があることは否定できないので、遺言者の本国が日本である場合にわが国の管轄権を否定すべきではないが、何らの限定なくこのようにいうのであれば適切ではなく、相続準拠法とわが国の検認手続が調和せず、わが国の手続を相続準拠法と適応させることが不可能と認められる場合には、わが国の管轄権を否定すべきであるとする見解がある（注）。

（注）さらに、相続準拠法とわが国の検認手続が調和せずわが国の手続を相続準拠法と適応させることが不可能と認められる場合であっても、遺言者の本国で法律上ないし事実上の遺言の検認を受けることが困難であり、かつ、遺言の保全のために必要である場合には、例外的に、法廷地法に基づく遺言の検認を求めることができるものとすべきとする見解もある。

しかし、遺言者が日本国籍を有することのみを理由としてわが国の裁判所において遺言の検認をすることを認めるべき場合を想定することは困難であり、原則的な規律に付加して、本国管轄を認める特則については、これを設けないことが考えられるが、どうか。

オ 遺言執行者の選任の審判事件

学説には、遺言者の最後の住所地及び遺産の所在地は、いずれも遺言の執行と重要な関連をもつとみることができることから、遺言者の最後の住所地若しくは常居所地又は遺産の所在地を管轄原因とすべきとする見解のほかに、非訟事件手続は例外的に国家が私法関係に後見的な役割を果たす場合であるという手続の特徴を考慮して、遺言者の死亡当時の国籍をも管轄原因とすべきとする見解がある。

しかし、遺言者（被相続人）の最後の住所地及び遺産（相続財産）の所在地（財産に限定を付す場合や他の要件と組み合わせた場合をも含む。）を管轄原因とした場合に、さらに遺言者（被相続人）の死亡当時の国籍が管轄原因とされていなければ利害関係者の保護に欠く場面を想定することは困難であるとも考えられる。

そこで、遺言執行者の選任の審判事件について、原則的な規律に付加して遺言者の死亡当時の国籍を管轄原因とする特則は、これを設け

ないことが考えられるが，どうか。

(3) その他

前記(2)において検討した各種事件のほかに，原則的な規律を限定する趣旨又はこれに付加する趣旨で特則を設けることについて検討すべき事件はないか。

また，そのような事件がある場合，その事件について独立した単位事件類型を設けることについてどのように考えるか。

相続関係事件の国際裁判管轄に関する外国等の法制

1 EU相続規則（相続事件における裁判管轄権，適用法及び決定の承認と強制ならびに真正文書の承諾と強制ならびに欧州相続証明書の新設に関する2012年7月4日の欧州議会・欧州理事会規則(EU) 2012年第650号)

(注1) EU相続規則は，2012年7月4日に採択され，一部を除き2015年8月17日から適用開始が予定されている。

(注2) EU相続規則において，「相続」とは，死者の遺産の相続を意味し，死後の財産の処分に基づく任意の譲渡又は無遺言相続による譲渡のいずれによるかに関わらず，死亡による，あらゆる形の資産，権利，債務の移転を含むものとされる（第3条1(a)）。

(注3) 相続については，ブリュッセルII bis規則の適用範囲外である（同規則第1条第3項参照）。また，二国間で条約や協定を定めているところもある（例えば，ドイツは，オーストリア，ポーランド，スペイン，ロシアと二国間条約を締結している。）。

(1) 一般的管轄権（第4条）

死者が死亡時に常居所を有していた加盟国の裁判所は相続全体について決定を行う管轄権を有する。

(2) 補助的裁判管轄権（第10条）

1. 死亡時の死者の常居所が加盟国に所在していない場合，遺産の資産が所在する加盟国の裁判所が，次の場合である限り，遺産の資産が所在する加盟国の裁判所が全体としての相続に対して決定を行う裁判管轄権を有する。

(a) 死者が死亡時に同加盟国の国籍を有していた場合，又は，そうでなければ，

(b) 死者が同加盟国に以前の常居所を有していた場合，但し，裁判所が訴訟係属した時に常居所が変更してから5年を超えない期間が経過していること。

2. 加盟国内の裁判所が第1項に従って裁判管轄権を有していない場合，それでもなお，遺産の資産が所在する加盟国の裁判所が同資産について決定を行う裁判管轄権を有する。

(3) その他

裁判所の選択に関する合意（第5条），法の選択の場合の管轄権の辞退（第

6条), 法の選択の場合の裁判管轄権 (第7条), 出頭に基づく裁判管轄権 (第9条), Forum necessitates (最後の手段として裁定を行う裁判所。第11条) 等

2 ドイツ

(1) ドイツ相続裁判所は, 次の場合に国際裁判管轄をもつ (FamFG第105条による同法第343条の準用)。

- ① 被相続人が最後の「住所」をドイツに有していたとき (FamFG第343条第1項)
- ② 被相続人がドイツ人であったとき (FamFG第343条第2項)
- ③ 相続財産が内国に所在しているとき (FamFG第343条第3項)

(2) 遺言事件

遺言に関わる特殊な問題については, 以下のような管轄原因が認められている。

- ① 公的機関による特別な遺言の保管については, 公正証書遺言については, 公証人が本拠をもつ地を管区とする裁判所が, 遺言が市区町村長の面前で作成された場合には, その市区町村長を管区とする裁判所が管轄をもつ (FamFG第344条第1項第1号, 第2号)。
- ② 相続財産の保全については, その保全の必要性が存する管区の裁判所が管轄をもつ (FamFG第344条第4項)。
- ③ 相続放棄 (BGB第1945条第1項) 又は相続放棄の取消し (BGB第1955号) の意思表示については, 相続放棄を行う者又はその取消しを行う者が住所をもつ管区の相続裁判所も管轄をもつ。

3 オーストリア

国際法上の国際裁判管轄規律 (いくつかの二国間協定がある。) が妥当しないときは, 国内法に従って判断される (JN第106条)。被相続人の財産を不動産と動産に分けて, 以下の場合にオーストリアの裁判所が国際裁判管轄を有するとされている。

- ① 不動産が国内にあるとき (同第106条第1項第1号)
- ② 動産が国内にあるとき (ただし, 被相続人が最後にオーストリア国籍を有していた場合又はオーストリアに最後の常居所を有していた場合に限る。同項第2号a, b, c)
- ③ 動産が外国にあるとき (ただし, 被相続人が最後にオーストリア国籍を有しており, かつ, オーストリアに最後の常居所を有していた場合に限る)。

同項第3号a, b)

4 スイス

- ・ いくつかの二国間協定があるが、この規律が妥当しない場合には、スイスの国際私法（IPRG）に従って以下のように国際裁判管轄が定まる。
 - ① 被相続人の最後の住所地がスイスにあれば、原則としてスイスの裁判所が遺産すべてについて管轄権を有する（同第86条第1項）。ただし、外国にある不動産の場合、当該所在国がこれについて専属管轄を有しているときは、それによる（同条2項）
 - ② 外国に最後の住所を有していたスイス国民は、遺産のすべてまたはスイスにある自己の財産について、本籍地のスイスの裁判所の管轄とすることができる（同第87条第2項）。これには、そうする旨の遺言・相続契約が必要となる。
 - ③ 外国に最後の住所を有していたスイス国民の遺産について、外国の官庁が対応をしないときは、本籍地のスイスの裁判所の管轄権が認められる（同第87条第1項）。
- ・ なお、外国に最後の住所を有していた外国人の遺産については、スイスの国際裁判管轄権は認められない。ただし、外国の官庁が、法的・事実的な理由からスイスにある遺産について対応しないときは、スイスの裁判所
- ・ 官庁が補充的に管轄権を有する（同第88条第1項）。

5 フランス

フランス国内の土地管轄に関するNCPC第45条の規定が国際裁判管轄の決定の場面に転用されており、これによれば、以下のような規律とされている。

- ① 相続人間の請求、死者の債権者により提起された請求、死因処分の履行に関する請求については相続開始地（被相続人の最後の住所地）の裁判所に管轄権がある。
- ② 相続がフランスにおいて開始しても、外国に所在する不動産については管轄権を有しない。
- ③ 外国で相続が開始しても、フランスに所在する不動産については、フランスの裁判所に管轄権がある。

（参考）なお、フランスにおいては、伝統的に相続準拠法と相続の裁判管轄の一致を確立しており、両者を一致させることには、相続財産の清算と分配を行う上で利点があるとされている。

6 アメリカ

遺言の検認（又は無遺言の死者の遺産の管理）の主たる場所は，被相続人の死亡時のドミサイルである。そこが家族及び財産に関する利益の中心地であり，また通常は被相続人の財産と最も関連のある者が所在することを理由とする。

7 中国

民事訴訟法第34条第3号により，相続財産に係る紛争について提起される訴訟については，被相続人の死亡時の住所地又は主要な遺産の所在地の人民法院が専属的に管轄するとされている。